

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 早期支給のご案内【8月17日更新版】

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用等に伴い、営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける県内の飲食店等を運営する中小事業者等の皆さまに対して、要請期間後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、協力金の一部を早期支給します。
（申請は、1事業者1回に限ります。）

- 早期支給の申請者は、要請期間終了後に必ず本申請（9月中旬予定）が必要です。
- 早期支給の申請をせず、要請期間終了後の本申請でまとめて申請することも可能です。

◆早期支給を申請できる事業者

次の全てに該当する事業者のみ申請が可能です。

- (1) 中小企業及び個人事業主
- (2) 過去実施分の群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金の受給者
- (3) 本申請を「売上高方式」で申請する者

※ 要件の詳細は、以下県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00024.html



【過去実施分の群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金の受給者とは】

- ・ 令和3年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（期間A：5月8日～5月15日）又は同協力金（期間B：5月16日～6月13日）若しくは同協力金（期間C：6月14日～6月20日）のいずれかの支給を受けた者であること。
- ・ 早期支給の申請日時点で、令和3年度群馬県感染症対策営業時間協力金を申請し、その支給を受けていない者（不支給の決定を受けた者を除く。）にあっては、令和2年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（第1弾～第7弾）のいずれかの支給を受けた者であること。

◆早期支給額 ※申請書類に不備がない場合、概ね1週間程度で順次支給予定

1店舗あたり35万円（一律）（＝2.5万円（県内の協力金下限額）×14日（2週間分））

◆受付期間（早期支給分）

令和3年8月18日（水）～8月27日（金）（※オンライン申請は8月18日（水）13時受付開始）

◆必要書類

- ・ 「早期支給分」支給申請書
- ・ 誓約書（自署での記入が必要です。）
- ・ 添付書類（振込先口座の通帳等の写し、本人確認書類（例：免許証等）の写し）

◆申請方法

- ・ 電子 県HP（上記QRコード）上の申請フォームより申請してください。
- ・ 郵送【8月27日（金）消印有効】

〈宛先〉〒370-0811 群馬県高崎市相生町1-1 八十二銀行高崎ビル6階

「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（早期支給） 審査センター」あて

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（送料は申請者側で負担）

【協力金早期支給対象判定フローチャート】

①対象施設 群馬県内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）を持っていますか？

はい

②要請内容 令和3年8月7日から9月12日までの間、群馬県の要請に協力いただけますか？

いいえ

はい

③必要な営業許可証

要請の全期間に有効な飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証を持っていますか？

いいえ

はい

早期支給も本申請も申請できません

④企業規模の確認 中小企業ですか？

いいえ

はい

⑤協力金の受給実績（どちらか一方に該当）

・令和3年度感染症対策営業時間短縮要請協力金の支給を受けていますか？

又は

・令和3年度感染症対策営業時間短縮要請協力金を申請し、支給を受けていないが、令和2年度感染症対策営業時間短縮要請協力金の支給を受けていますか？

いいえ

はい

⑥申請方法の確認 後日の本申請で「売上高方式」で申請しますか？

いいえ

はい

早期支給の対象です

早期支給の対象外です（本申請で申請ください）

<例：前年又は前々年の一日あたりの売上高が15万円の店舗（8/7～9/12の全期間で協力）の場合>

①1日あたりの協力金単価（売上高方式）

（8/7分：県独自要請） 15万円×0.3=4.5万円

（8/8～8/19分：まん延防止等重点措置）15万円×0.4=6万円（※重点措置区域）

（8/20～9/12分：緊急事態措置） 15万円×0.4=6万円

②37日間の要請期間での協力金支給総額 220.5万円

（8/7分：県独自要請） 4.5万円×1日間=4.5万円

（8/8～8/19分：まん延防止等重点措置）6万円×12日間=72万円

（8/20～9/12分：緊急事態措置） 6万円×24日間=144万円

③早期支給分を申請する場合 35万円（一律（2.5万円×14日間）で積算）

④要請期間終了後の本申請支給額 185.5万円（②220.5万円-③35万円）

<支給イメージ>

（総支給額）220.5万円=4.5万円×1日間+6万円×36日間

早期支給分 35万円

本申請後に追加支給
本申請支給分 185.5万円

◆問い合わせ先 群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 相談センター（8/13開設）
電話：050-5444-6096（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む））